

第二條 介護保険法施行令第三十七條の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部改正
介護保険法施行令第三十七條の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成十八年厚生労働省告示第二六十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

| | | | | |
|--------------|-----|--|-----|-----|
| 区分 | 科 | 目 | 時間数 | 講義 |
| | | | | (略) |
| 講義及び演習 | (略) | 終末期ケア(EOLE(エンドオブライフ)ケア)を含めた生活の継続を支える基本的なケアマネジメント及び疾患別ケアマネジメントの理解 | (略) | (略) |
| | | 地域援助技術(コミュニティソーシャルワーク) | (略) | |
| (注) | (略) | 地域における生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の実現 | (略) | (略) |
| | | 対人援助者監督指導(スーパービジョン) | (略) | |
| 修了評価を実施すること。 | | | | |

改正前

| | | | | |
|--------------|-----|------------------------------|-----|-----|
| 区分 | 科 | 目 | 時間数 | 講義 |
| | | | | (略) |
| 講義及び演習 | (略) | ターミナルケア | (略) | (略) |
| | | 地域援助技術 | (略) | |
| (注) | (略) | ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実現 | (略) | (略) |
| | | 対人援助者監督指導 | (略) | |
| 修了評価を実施すること。 | | | | |

(3)認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント、ケアマネジメントの演習(4)大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント、ケアマネジメントの演習(5)心疾患のある方のケアマネジメント、ケアマネジメントの演習(6)誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント、ケアマネジメントの演習(7)看取り等における看護サービスの活用に関する事例、ケアマネジメントの演習(8)家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント及び研修全体を振り返つての意見交換、講評及びネットワーク作りは免除する。

(注2) ケアマネジメントの演習(1)から(8)までのいずれかの科目において、リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例を用いた演習を行うこと。

(注3) ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(1)から(8)までのいずれかの科目において、リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例を用いた演習を行うこと。

(注4) 修了評価を実施すること。

の演習(5)家族への支援の視点が必要な事例、ケアマネジメントの演習(6)社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例、ケアマネジメントの演習(7)状態に応じた多様なサービス(地域密着型サービス、施設サービス等)の活用に関する事例及び研修全体を振り返つての意見交換、講評及びネットワーク作りは免除する。

(新設)

(新設)

(注2) 修了評価を実施すること。

二 主任介護支援専門員更新研修（介護保険法施行規則第四百十条の六十八第一項第二号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。）は、介護支援専門員に対する支援の方法に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容とし、かつ、その他の主任介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその内容に含むものとし、次の表に定める課程により行われるものとする。

| 区分 | 科 | 目 | 時間数 |
|--------------------------------|--------------------------------|--|-----|
| | | | |
| 講義 | 介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向 | ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援 | 三 |
| | | リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解 | 二 |
| | | 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | 二 |
| 演習 | 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | 生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント | 三 |
| | | 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | 五 |
| | | 脳血管疾患のある方のケアマネジメント | 五 |
| 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | 認知症のある方及び家族等を支えるケアマネジメント | (略) |
| | | 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | 五 |
| | | 大腿骨頸部骨折のある方のケアマネジメント | 五 |
| 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | 心疾患のある方のケアマネジメント | 五 |
| | | 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | 五 |
| | | 誤嚥性肺炎の予防のケアマネジメント | 五 |
| 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | 看取り等における看護サービスの活用に関する事例 | 四 |
| | | 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | 四 |
| | | 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | 六 |
| 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | 家族への支援の視点や社会資源の活用に向けた関係機関との連携が必要な事例のケアマネジメント | 六 |
| | | 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | 六 |
| | | 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | 六 |

二 主任介護支援専門員更新研修（介護保険法施行規則第四百十条の六十八第一項第二号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。）は、介護支援専門員に対する支援の方法に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容とし、かつ、その他の主任介護支援専門員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその内容に含むものとし、次の表に定める課程により行われるものとする。

| 区分 | 科 | 目 | 時間数 |
|--------------------------------|--------------------------------|--|------|
| | | | |
| 講義 | 介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向 | (新設) 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | 四 |
| | | (新設) リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例 | (新設) |
| | | (新設) 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | (新設) |
| 演習 | 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | 看取り等における看護サービスの活用に関する事例 | 六 |
| | | 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | 六 |
| | | 認知症に関する事例 | (略) |
| 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | 入退院等における医療との連携に関する事例 | 六 |
| | | 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | 六 |
| | | 家族への支援の視点が必要な事例 | 六 |
| 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | 社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例 | 六 |
| | | 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | 六 |
| | | 状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例 | 六 |
| 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | (新設) 状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例 | (新設) |
| | | 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | (新設) |
| | | 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践 | (新設) |

(注1) 主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践(1)から(8)までのいずれかの科目において、リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例を用いた演習を行うこと。

(注2) 修了評価を実施すること。

(新設)

(注) 修了評価を実施すること。

附則

(適用日)

1 この告示は、令和六年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の適用の際現にこの告示による改正前の厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準(次項において「旧介護支援専門員等研修基準」という。)を満たす課程により行われている研修及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準に従い行われている研修については、なお従前の例によることができる。

3 この告示による改正後の厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準(以下この項において「新介護支援専門員等研修基準」という。)第三号の表注1の規定は、この告示の適用の日以後に介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第六十九条の八第二項に規定する更新研修を受講する者がこの告示の適用の日前に旧介護支援専門員等研修基準第三号の表に定める課程による研修を受講していた場合について準用する。この場合において、新介護支援専門員等研修基準第三号の表注1の規定中「この表に定める課程による研修を受講が二回目以降の」とあるのは「更新研修を受講する者が厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準及び介護保険法施行令第三十七条の十五第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する告示(令和五年厚生労働省告示第三十五号)第一条の規定による改正前のこの表に定める課程による研修を受講していた」と、「当該」とあるのは「この表に定める」と読み替えるものとする。